

いわて子どもプラン

第二章 各論

第Ⅱ章 名論

第1 施策の具体的推進

若者や親として家庭や子育てに希望を持てる環境を整備する

(1) 若者の豊かな心づくり

【目指す姿】

社会全体で家庭や子育てを支援する機運が醸成され、多様な活動が行われています。

若者は、他者との交流を通じて、家庭や子育ての大切さについて理解を深め、親となる心構えを身に付けています。

【課題等】

子育て中の親やこれから親となる若者などを含め社会全体で、家庭や子育ての大切さについて意識を深める必要があります。

また、児童生徒の発達段階に応じた人権教育や、子どもの人権を大切にする意識の啓発が必要です。

【施策の推進方向】

(若者の豊かな心づくりに向けた支援を推進します)

- 子育てや家庭の大切さについての意識啓発や情報提供を行うことにより、子育てや家庭生活が尊重されるとともに、社会全体で子育てを支援する気運の醸成に努めます。
- 子どもを生み、育てることの意義や、子どもや家庭の大切さについて理解を深めるよう、これから親となる若者などを対象とした保育所等での育児体験や、市町村や学校での中高生を対象とした乳幼児とのふれあい体験を行うことができる環境づくりを推進します。
- 子どもの発達段階に応じた系統的な人権教育のほか、地域の人材を活用し、学校・家庭・地域が連携した人権教育を推進します。また、関係機関と連携を図りながら、お互いに支えあい、人権を尊重する社会の形成に向けた啓発活動を推進します。

(2) 若者の就労や交流活動の促進

【目指す姿】

若者は、一人ひとりが、必要な能力を身に付け、社会の一員としてさまざまな活動に参加するとともに、経済的に自立して、充実した生活を送っています。

【課題等】

県内の有効求人倍率は震災復興需要等により1倍を超える高い水準になっているものの、卒業後県外へ就職する若者が多く、高等学校卒業者の3年以内の離職率が高水準で推移しており、全国平均に比べて低い傾向にあるほか、高等学校卒業者の3年以内の離職率が高水準で推移しており、若者の就職や就労環境の改善が必要です。

さらに、ニート※に関する相談件数が増加するなど、自立に困難を抱える自立できない若者への支援のニーズが高まっています。が必要です。

また、少子化の要因として未婚化・晩婚化が課題となっています。本県の婚姻率は全国の中でも低く、結婚相手となる異性に出会うことができる機会の創出や、若者の生活基盤の安定が必要です。

【施策の推進方向】

(若者の就労を支援します)

- 広域振興局等に配置されている就業支援員や、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練などにより、求職者の就業支援や能力開発など、総合的な取組を進めます。
- 「ジョブカフェいわて」などを拠点として、企業説明会によるマッチング支援、キャリア・カウンセリングによる職業意識の啓発など、新規学卒者等を含めた若年者の就労支援や早期離職防止などの取組を進めます。また、若年求職者を対象とした職業訓練「日本版デュアルシステム※」の実施などにより就業支援を行います。
- ニートが就労等の社会的自立に向けて動き出し、継続的に取り組めるよう、ニートの若者が働く意欲を持ち就労などに向けて動き出すためのきっかけができるよう、関係機関と連携して相談・支援体制の充実を図ります。

(若者の交流活動を促進します)

- 青少年活動交流センター事業を通じて、次代を担う青少年の人と関わる力や社会参加意欲を養います。
- いきいき岩手支援財団の「いわて子ども希望基金」を活用し、未婚男女の出会いの場の創出を支援するなど、若者の交流活動を促進します。
- 少子化の進行を踏まえ、結婚に向けた情報提供や、妊娠・出産に関する知識の普及啓発、結婚や育児のしやすい地域づくりに向けた環境整備など、結婚・妊娠・出産・育児の一貫した切れ目のない支援を推進します。

* 「ニート：15～39歳までで、学校に通学せず、仕事に就いておらず、就職活動もしていない人」

* 「日本版デュアルシステム：概ね40歳未満の若年者を対象に、教育機関における座学と企業における実習訓練を組み合わせたカリキュラムにより、実践に強い職業人を育てることを目的とした人材育成システム」

いわて子ども基金

事例紹介 (今後調整)

（年10月に創設）

若い世代への支援

社会全体での子育て
団法人岩手県長寿社会
として「いわて子ども
女の出会いの場の創出への支援等を行っています。

未婚男女の出会いの場創出事
業への支援（H21～）

(3) 男女がともに子育てをする意識の醸成

【目指す姿】

男女が、お互いに協力して家庭を築くことや、子どもを生み育てることの喜びや大切さを理解し合っています。

【課題等】

女性の社会進出が進む一方、家事や子育ては女性の仕事という意識が依然として残っており、男女の多様な働き方や生き方の選択を広げるため、男女が家庭内で協力しあう重要性について理解を深めることが必要です。必要があります。

【施策の推進方向】

(男女がともに子育てをする意識を醸成します)

- 市町村、NPO等と連携し、幅広く男女共同参画に関する学習機会を提供するとともに、多様な広報媒体を通じて広報・啓発活動を推進します。
- イクメンハンドブックパパ活子育て手帳の作成や育児を支援する企業の認証・表彰市町村と連携した父親の子育て講座の実施などにより、男性の育児参加についての意識啓発を図ります。
- 学校教育等を通じ、男女の平等意識や男女共同参画意識を啓発するとともに、家事、育児などの知識・技術の習得を促進します。
- 家庭の果たす役割や家族・親子のふれあいの大切さについて、青少年活動交流センター事業や「いわて家庭の日」県民運動により意識啓発を図ります。

パパ活子育て手帳

県では、パパ活子育て手帳を作成し、母子健康手帳と一緒に配布しているほか、希望する企業等にも配布しています。

パパ活子育て手帳には、
方のために、楽しみか
よう、妊娠・出産・育
報を掲載しています。

また、お子さんが生まれたら成長の記録として、
家族みんなのコミュニケーションの道具としても
使えるようにしています。

事例紹介
(今後調整)

パパ活子育て手帳
～パパ活も主役 子育てを楽しもう～

岩手県

（1）みんなで子育てを支援する

（1）みんなで子育てを支援する地域づくり

【目指す姿】

子育て中の親たちや、ボランティア、住民組織、NPOなどが連携し、地域社会全体で子育て家庭を支援しています。

また、子育てにやさしい住宅・交通環境の確保やユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりの推進により、安心して子育てができる地域になっています。

【課題等】

安心して子育てできるよう、地域力の向上を図り、子育て家庭をサポートしていく仕組の構築が必要です。

また、道路、公園の整備や、防犯、交通安全など、子育てをしやすいまちづくりを総合的に進めることができます。

【施策の推進方向】

（地域の子育て支援活動の充実を図ります）

- 地域ぐるみでの子育て支援を促進するため、県の「元気なコミュニティ特選団体」に認定された団体等の活動を広く情報発信し、他地域への波及を促進するとともに、多様な主体が行う世代を超えた交流事業や地域文化の伝承などの様々な地域づくり活動を支援し、コミュニティ活動全体の活性化を図ります。

（地域の子育て支援活動の充実を図ります）

- 地域ぐるみでの子育て支援を促進するため、県の「元気なコミュニティ100選」に選定された団体等の活動を広く情報発信し、他地域への波及を促進するとともに、老人クラブ等が行う子ども見守り活動や子どもふれあい活動を支援するなどコミュニティ活動全体の活性化を図ります。
- 企業の子育て支援活動を促進するため、妊娠や子ども連れの親子に商品の割引などのサービスを提供する「いわて子育て応援の店」の協賛店の拡充に努めます。
- 子育て中の親方が気軽に参加し、子育てに関する相談などに応じる場として、県が運営する子育てサポートセンターの機能の充実に努めるとともに、地域子育て支援センター等の設置拡充を図るため、市町村の取組を支援します。
- 各市町村県内各地に設置されている「市町村子ども・子育て会議」「地域子育て支援推進協議会」において、地域における子育て環境の課題を検討し、多様な保育ニーズへの対応を促進します。地域ぐるみでの子育て支援活動を充実するため、子育て支援コーディネーター、子育て経験者、高齢者、ボランティア、住民組織、NPO、民生児童委員等、企業・団体等のネットワークづくりを推進します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園が、地域における親子の交流や子育て・家庭教育に関する相談・情報交換の場として活用されるなど、その機能の充実に努めます。
- 子育て中の親たちが育児に関する情報を交換したり、親子の交流を深める行事などを実施して

いる子育てサークル等の活動の充実に向け、情報提供などの支援に努めます。

(子育てにやさしいまちづくりを推進します)

- 安心して子ども連れで外出できるよう、公的施設や民間施設を問わず、不特定多数の人が利用する施設への授乳及びおむつ替えの場所の設置を促進するなど、みんなが快適に利用できるようユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
- 妊婦や子ども連れの親子が公共交通機関を安全かつ円滑に利用できるよう、公共交通機関のバリアフリー化を推進します。
- 子育て中の世帯に有益な住宅取得などに関する情報や、子育て中の世帯の入居を受け入れる民間賃貸住宅情報の提供を推進します。
- 子育て世帯の公営住宅への入居促進を図る取組の推進や、公営住宅と社会福祉施設（保育所等）の一体的整備を推進するなど、公営住宅を整備する際には、一定のバリアフリーを進め、子育て世帯、障がい者や高齢者世帯など多様な世帯に対応した整備を推進するなど、地域の実情を踏まえながら、子育てや子どもの成長に適した公営住宅の居住水準の向上に努めます。

(子どもを交通事故や犯罪等から守ります)

- 子どもを交通事故から守るため、子どもの安全に配慮した交通環境の整備の推進や、スクールゾーン、通学路にあたる道路での安全確保を推進します。また、参加・体験・実践型の安全教育を推進するとともに、チャイルドシートの着用促進を図るほか、関係機関・団体に情報提供を行い、の正しい使用方法についての普及・啓発を図るなど、交通事故防止についての広報啓発活動を推進します。
- 道路・公園などの公共施設や住居の構造、設備、配置や防犯灯、防犯カメラなどの設置などについて、犯罪防止に配慮した環境設計が行われるよう市町村や管理者に対して、各地域の犯罪発生状況を踏まえた働きかけを行うなど、に働きかけながら犯罪の被害に遭いにくいまちづくりを推進します。
- 地域住民や防犯ボランティアなどによる登下校時の自主的な見守り活動や青色回転灯装着車両によるパトロールなどの自主的な防犯活動を促進するため、市町村や、学校等の教育関係機関、関係団体等に対し、子どもや教職員等を対象とした不審者対応訓練や防犯教室を実施します。子どもの安全を脅かす事件・事故等に関する情報の提供などの支援を行います。また、学校、PTA等、関係機関・団体等と連携して子どもや教職員等を対象とした不審者対応訓練や防犯教室を実施します。防犯教室、防犯訓練を実施します。
- コンビニエンスストアをはじめとする、子どもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「子ども 110 番の家※」等に対して、地域における犯罪の発生状況などの情報提供を行うとともに、「子ども 110 番の家」等の拡充と活用などに関する啓発に努めます。を提供します。
- 犯罪、いじめ、児童虐待などの被害を受けた子どもの心のケアのため、被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子ども、保護者に対するカウンセリングや助言など、関係機関が連携した支援を行います。
- 自然災害から子どもたちを守るため、教育現場における防災教育の推進を図るとともに、自主防災組織の育成支援や総合防災訓練への参加促進を通じて、地域の防災意識の向上を図ります。

* 「子ども 110 番の家：子どもの通学路に面する商店や一般家庭を緊急避難場所として指定し、登下校時等、不審者から声をかけられたり、追いかけられたりした場合など子どもが駆け込んできたときにその子どもを保護し、直ちに警察に 110 番通報する役割を担う場所」

いわて子育て応援の店



事業
する妊婦
るもの

事例紹介 (今後調整)

物や遊びに出かけ
るサービスを提供す

料金の割引や特典等のサービスを提供

ほのぼの店(315店舗)

授乳スペースなど、子育て家庭が出かけやすい環境に
配慮したサービスを提供

どちらも実施(182店舗)

計 906店舗(平成22年1月末現在)

子育てサポートセンター

子育て中の親子に、いつでも気軽に安
心して過ごせる場を提供するとともに、

子育てに関する相談・講
育て支援の中核的施設と
情報交流センター(アイ
ています。

プレールーム等での見守りや遊びの
メニューの提供、相談への対応、子育て
支援に関する情報の集積・発信、子育て
支援に関する講習及び研修等を実施し
ています。

事例紹介 (今後調整)



地域子育て支援センター

地域子育て支援センタ
ーに応じる場として県内
事業を行っているところ

事例紹介 (今後調整)

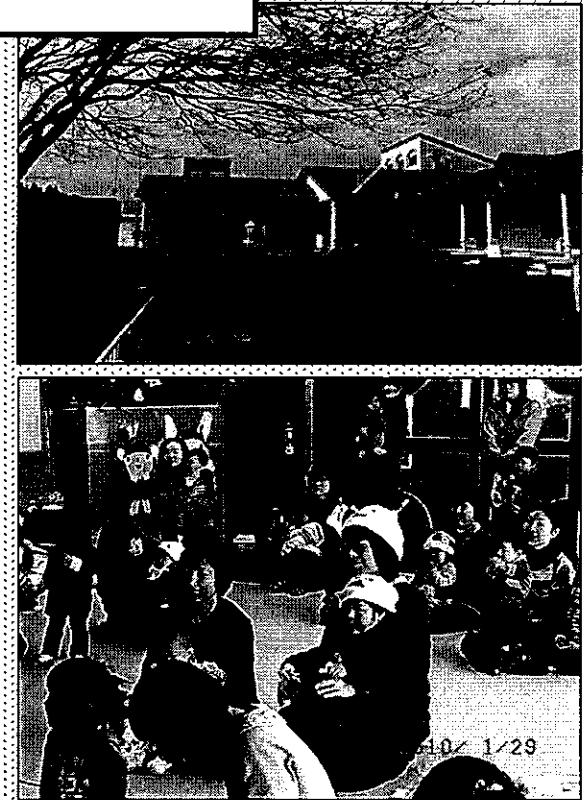
子育てに関する相談等
で利用できるよう出前事

○事例

金ヶ崎町子育て支援センター ちびっこ広場

平成19年7月開設。「あそびのひろば」、「はじめてのママの集い」、「チューリップ広場（療育教室）」のほか、月2回「外国出身ママの集い」、月1回「パパの日デー」を開催して外国出身者や父
親の子育ても応援しています。

このほか、携帯電話による「子育てメ
ール相談」や「不審者情報」の配信も行
っています。



(2) 子育て相談や情報提供の充実

【目指す姿】

子育てに必要な情報を手軽に入手できるとともに、子育てに関する問題を身近なところで相談することができます。

【課題等】

子どもの育ちの段階に応じた情報を十分に提供することができる体制を整えることが必要です。また、身近な相談窓口や、専門的な相談支援体制の強化が必要です。

【施策の推進方向】

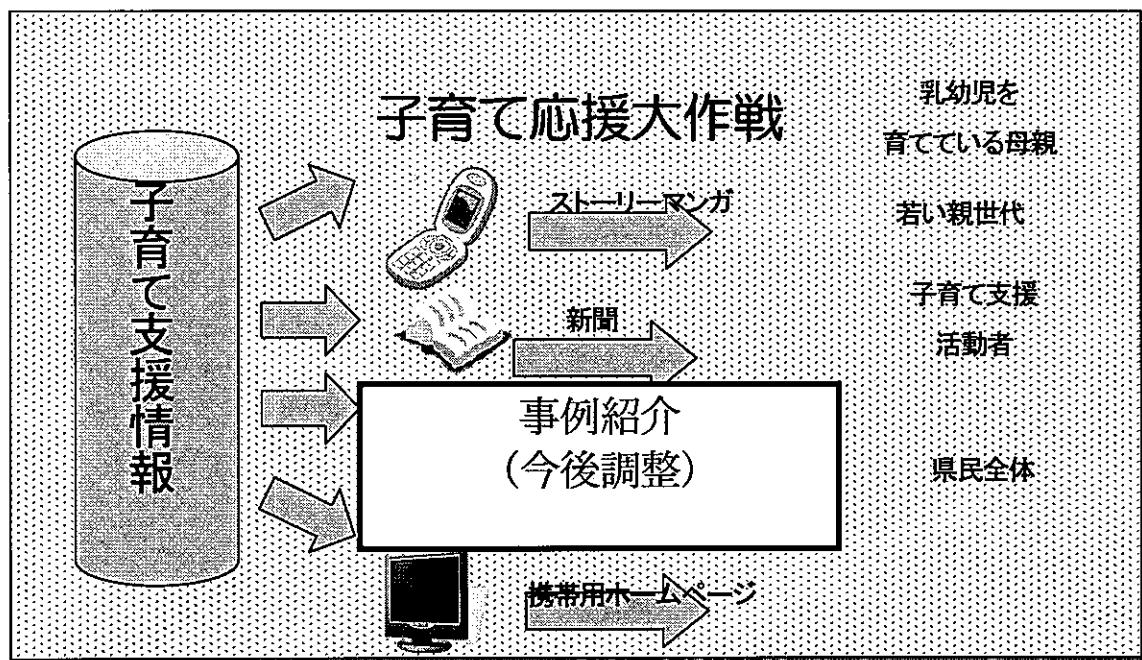
(子育て応援情報の充実を図ります)

- インターネットやマスメディアなどを活用し、子育ての知識や、地域における子育て支援サービス、相談機関に関する情報など、あらゆる世代の多様なニーズに対応した子育て応援情報の提供を行います。
- 子育て中の家庭が抱える悩みを様々な課題を、誰もがいつでも身近なところで気軽に相談できるよう、住民に最も身近な市町村の相談窓口の強化が図られるよう支援します。

(子育て相談の充実を図ります)

- 地域子育て支援センターや保育所等の相談関係機関相互の連携を密にし、効果的な相談支援体制を構築します。
- 専門的な支援が必要な対応を必要とする複雑化、困難化した児童相談に対応するため、児童相談所や児童家庭支援センター※、保健所等の専門的機関における相談機能の強化に努めます。

* 「児童家庭支援センター：地域、家庭からの相談に応じるほか、児童相談所からの受託による指導や関係機関との連絡調整等を行う施設」



(3) 親と子の健康づくりの充実

【目指す姿】

子どもを安心して出産し、育てることができる環境が整っています。

また、子どもの心と体の成長に応じた健康づくりを支援する体制が整っています。

【課題等】

国の「健やか親子21」に対応し、妊娠、出産から思春期までの母子保健対策を総合的に推進する必要があります。

母子保健事業の実施主体である市町村の取組を支援するほか、県医師会等と連携しながら本県独自の取組についても検討を進めていく必要があります。

【施策の推進方向】

(妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援を行います)

(切れ目のない妊娠婦・乳幼児への保健対策と子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりを推進します)

- 子どもを安心して生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児等についての健康教育や相談活動の充実を図ります。また、妊娠の届出や妊婦健康診査の受診率の向上を図るとともに、未受診者に対する指導の充実に努めます。
 - 県医師会の協力を得て、本県独自の母子健康手帳を作成・配布し、母と子の健康支援に関する情報提供の充実に努めます。
 - 児童虐待の発生予防に向けて、妊娠婦産後メンタルヘルスケアや乳児家庭全戸訪問等により、親子の心身の健康支援の充実に努めます。
 - HTLV-1 母子感染予防について、協議会を設置し、妊娠に対する抗体検査の実施や相談体制等の整備に努めます。
 - 総合周産期母子医療センターを中心とし、インターネットを活用した周産期医療情報の共有を図りながら、地域の周産期母子医療センターや診療所、助産所、市町村等との連携を促進し、妊娠のリスクに応じた適切な周産期医療の提供に努めます。
 - 不妊専門相談センターや保健所において、不妊治療・不育に関する相談及び情報を提供するとともに、特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図ります。
- (小児保健医療水準を維持、向上させるための環境整備を推進します)
- 乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、乳幼児期からのバランスのとれた食生活の支援、歯科疾患の予防及び咀嚼機能の発達支援など、乳幼児への保健指導の充実に努めます。また、予防接種率の向上、乳幼児の事故防止乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防について、普及啓発に努めます。
 - 保護者が抱く子育て不安への対応を図るとともに、休日・夜間の救急外来への受診について適切な助言を行うことができるよう、小児救急医療電話相談の充実に努めます。また、どの地域においても必要な治療を受けられる小児救急医療体制の整備に努め、一定の圏域ごとの体制整備を計画的に進めます。

- 長期に治療と高額な医療費負担となる小児慢性特定疾病児童等の保護者への医療費負担軽減を図るため、研究事業の利用普及に努めるとともに、自立支援のため、地域の協議会等における関係者との課題共有と患者・家族の意見も踏まえた支援に努めます。
- 小児慢性特定疾患の医療費負担の軽減を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業の利用普及に努めるとともに、長期にわたり療養を必要とする児童への療育支援を行います。
- 先天性代謝異常を早期に発見するため、新生児にタンデムマス法を用いた検査を実施して、疾病が判明した子への適切な治療が行われるよう、検査機関と医療機関との連携や検査の精度管理等を実施します。
- 先天性代謝異常を早期に発見し、適切な治療を行うため、検査体制等の充実を図ります。
- 母子保健医療体制の充実を図るため、県医師会、県立大学、助産師会等と連携し、多様なニーズに対応する保健医療従事者の資質の向上に努めるとともに、関係機関の連携を推進します。

(学童期・思春期から成人期に向けた保健対策を推進します)

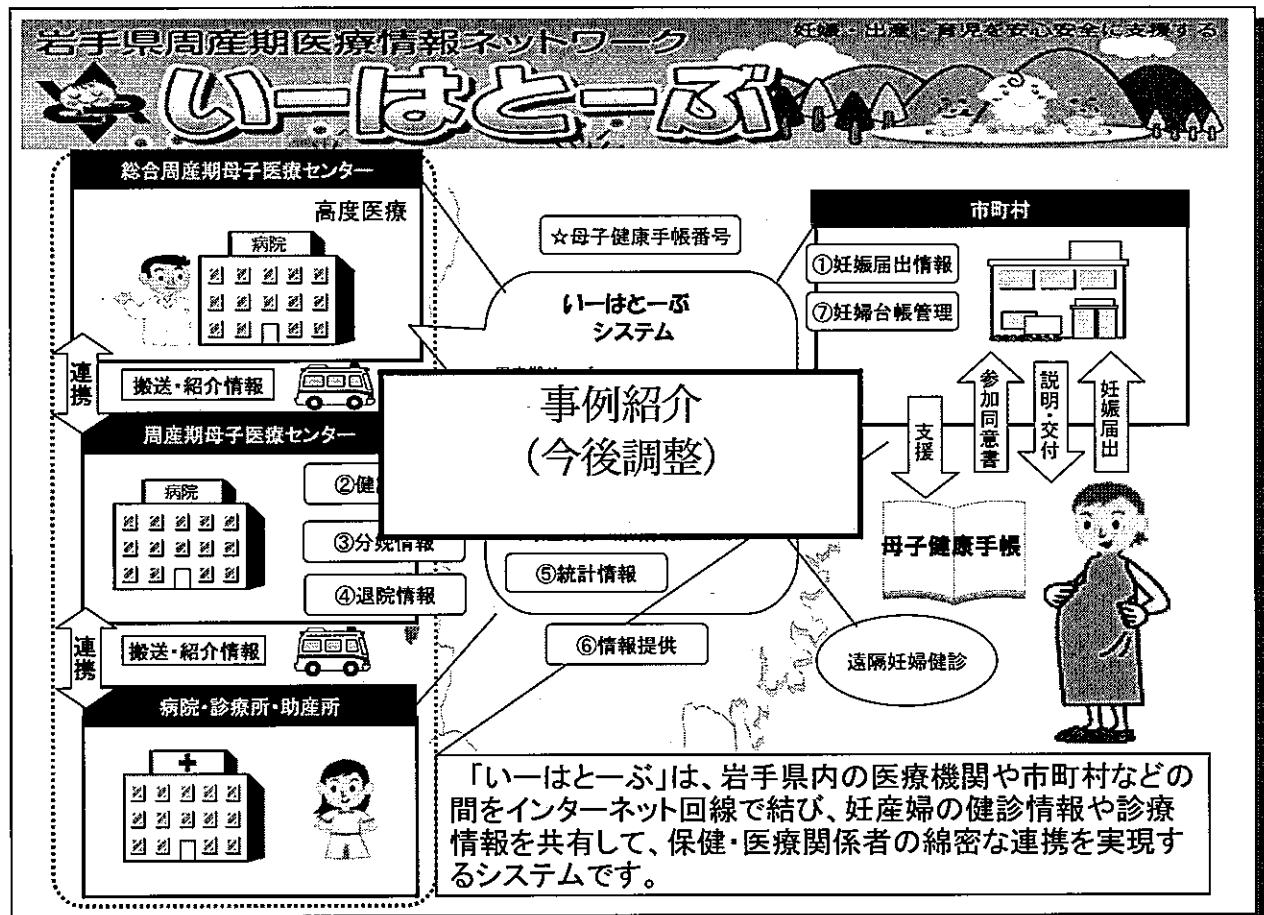
(思春期保健対策と健康教育の推進を図ります)

- 地域保健と学校保健との連携を図りながら、生活習慣の改善などによる健康づくりを一層推進します。
- 県や市町村、関係団体が連携し、思春期の男女に対する性感染症、避妊、喫煙、飲酒、食習慣、自殺予防対策等に関する教育、相談、情報提供等の充実を図ります。
- 学校における教育相談を充実させるため、スクールカウンセラー等の配置を拡充するとともに、教員の教育相談に関する研修の充実を図ります。また、学校医及び学校外の専門家（医師、薬剤師、助産師、保健師、警察職員）等の協力を得て、性教育や薬物乱用防止教育を推進します。

(障がい児支援を推進します)

- 県内どの地域でも、障がい児のニーズに対応した質の高い療育が受けられるよう、発達障がい児や超重症児などの新たなニーズにも対応できる機能を備え、障がい児療育の中核機関となる「県立療育センター※」をの改革整備の調査をすすめるとともに、各地域の保健、福祉、医療、教育等の関係機関が連携し、地域療育ネットワークの構築を図ります。
- 市町村と連携し、地域で発達障がい児への相談に対応できるような支援体制の強化に努めるとともに、保育所、幼稚園に対し、障がいの理解や指導法など、障がい児が集団生活に適応するための支援についての普及啓発を行います。
- 発達障がい児の早期発見体制の充実を図るとともに、市町村と連携し、就学前段階から支援ファイル（個別の支援計画）の活用などによる就学支援を進めます。また、保育所、幼稚園に対し、障がいの理解や指導法など、特別支援教育の充実を図るための支援を行います。

* 「県立療育センター：医療法に基づく病院と、児童福祉法に基づく肢体不自由児施設、また、相談機関である発達障がい者支援センターなどを併設した複合型施設」

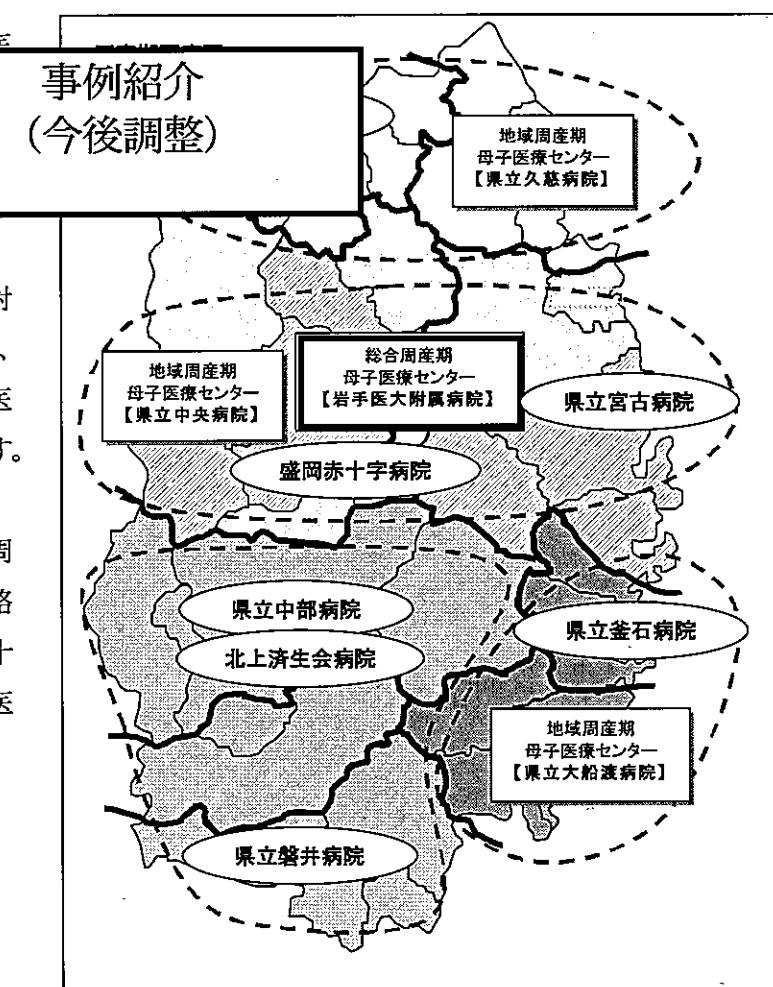


《岩手県保健医療計画（抜粋）》

周産期医療※の体制

【今後の取組】

- 岩手県周産期医療システムの中核である総合周産期母子医療センターの充実に努めます。
- 地域における周産期医療確保のため、患者搬送や受療動向を反映した4つの周産期医療圏を設定し、各周産期医療圏の地域周産期母子医療センターの拠点機能の強化を図ります。
- 各周産期医療圏において、地域周産期母子医療センターを中心とした医療機関の機能分担と相互の連携を図り、妊娠のリスクに応じて適切な周産期医療を提供します。
- 今後、岩手中部・胆江・西磐井周産期医療圏については、地域周産期母子医療センターの認定を行い、県周産期医療体制の充実を図ります。
- 産科医師不足や分娩施設の減少に対応し、安全安心に出産を迎えるために、助産師外来や院内助産など、周産期医療における助産師の活用を推進します。
- 計画の推進に当たっては、岩手県周産期医療協議会、周産期医療施設連絡会をはじめとする関係機関・団体と十分協議し、連携して総合的な周産期医療対策に取り組みます。



※「周産期医療：妊娠 22 週から出生後 7 日未満の出産前後の時期に、母体、胎児、新生児を総合的に管理して母と子の健康を守る医療」

(4) 保育サービスの充実

【目指す姿】

保育サービスを必要とする人が、各地域でそれぞれの状況に応じた多様な保育サービスを受けることができます。

【課題等】

保育所の利用を希望しながら、入所できない児童が特定の市において発生しているほか、様々なニーズに対応した保育サービスの実施状況について市町村間で格差があるため是正が必要です。また、認可外保育施設では、利用者が安心して利用できるよう、施設の情報を容易に入手できることが必要です。

子どもの教育や保育への需要の多様化に対応し、就学前の子どもに対する教育や保育の総合的な提供が求められています。

また、子ども・子育て支援新制度による、計画的な保育所整備等、量の拡充や質の向上を進めることが必要です。

【施策の推進方向】

(子ども・子育て支援新制度による市町村の保育サービスの充実を促進します)

- 各市町村では、子ども・子育て支援新制度における、地域の教育・保育、子育て支援のニーズの把握や、これに対応した今後の「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、待機児童を解消するなど保育サービスを必要とするすべての家庭が利用できるよう、計画的な施設整備やサービスの質の向上に努めます。
- 県では、市町村の支援事業計画を取りまとめ「県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、市町村の支援に努めます。
- 各年度の教育・保育の量の見込み及び確保方策は（別掲2）子ども・子育て支援事業支援計画のとおりです。

(多様な保育サービスを促進します)

- 希望しても保育所に入所できない児童を解消するため、保育所の定員増や、施設整備、分園設置等を促進します。また、多様な保育ニーズに的確に対応するため、延長保育、休日保育、病児・病後児保育等の拡充を図ります。また、必要な保育士の確保に努めるとともに、研修などにより資質の向上を支援します。
- 育児の援助を受けたい人と、育児の援助を行いたい人とを会員とするファミリー・サポート・センターの設置促進、病児・病後児の預かり等の機能の強化や広域的な利用などを支援します。
- 仕事の都合などにより、夜間にわたり保護者が不在となる児童を児童養護施設などで預かる子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）の促進に努めます。
- 認可外保育施設を安心して利用できるようにするために、運営内容などの情報提供や適時の指導に努めます。

(認定こども園の普及を促進します)

- 認定こども園[※]は幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子ども・子育てを受入れられる施設であるという特徴をふまえ、幼稚園、保育所及び保

護者への情報提供等を通じその普及を図ります。幼稚園と保育所のそれぞれの機能を活かした認定こども園※の制度の周知・充実を図ります。

- 幼保連携型認定こども園は、認可手続きを簡素化した制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組みます。

(実施者、従事者の確保及び資質の向上)

- 質の高い幼児教育や保育等の事業の提供にあたって基本となるのは人材であり、県及び事業者は人材の確保に努めます。
- 県は「岩手県保育士・保育所支援センター」を保育士確保に関する中心的な実施機関と位置づけ、保育士資格を有しているものの、保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職への情報提供、保育所と潜在保育士とのマッチング等を通じ、保育士確保に努めます。
- 職員給与の改善等処遇改善を図り、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。
- 幼児教育、保育事業に従事する職員の段階に応じた研修を実施し、資質の向上を図ります。

(保育所における事故防止の徹底)

- 夏季の水遊びやキャンプなどの園外行事が増加する時期には、子どもの事故防止に関する注意を喚起する文書の送付等により、保育所や認可外保育所の安全な運営に努めます。
- 県が行う保育所や認可外保育所への定期監査や立ち入り調査等の機会を通じ、子どもの安全の確保についての取組状況を確認し、必要に応じて適切な措置の実施等について指導します。

(放課後の健全育成を促進します)

- 労働等により保護者が昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るため、就労などにより日中、保護者が不在となる児童の健全な育成を図るため、学校の余裕教室や児童館等を活用した、放課後子ども教室や、放課後児童クラブの適切な設置及び運営を促進するとともに、放課後における総合的な支援の推進等について検討します。を促進するとともに、その運営の充実を図ります。
- 放課後児童クラブの従事者及び放課後子ども教室の参画者に必要となる研修を、福祉部局と教育部局の連携を図りながら、毎年度、計画的に実施します。

【教委から】

福祉部局と教育部局の連携のもと推進委員会を設置し、

* 「認定こども園：平成18年からスタートした、幼稚園と保育所の良いところを生かしながらその両方の役割を果たす施設」

(5) 子育てにやさしい職場環境づくり

【目指す姿】

家庭を持つ男女がともに、ライフステージの段階に応じて、多様で柔軟な働き方を選択でき、仕事と生活の両立を実現しています。

【課題等】

厚生労働省の調査では、出産前に仕事をしていた女性の約7割が、出産を機に退職しています。

一旦、離職した女性が安定した職業に就くため、再就職を希望する女性の就職支援を図る必要があります。また、本県の平均月間総実労働時間は、全国の中でも長くなっています、就労環境の改善が必要です。

一方で、長時間労働の抑制や、男性の育児休暇の積極的な取得など「ワーク・ライフ・バランス※（仕事と生活の調和）」を取り組み、生産性の向上を実現した企業も現れています。

【施策の推進方向】

（仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しの機運を醸成します）

（ワーク・ライフ・バランスの普及を図ります）

- 各種セミナーの開催や、企業訪問などにより「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の普及啓発に努めます。
- 関係機関と連携して、一般事業主行動計画の策定を支援することにより、育児休暇や子どもの看護休暇の取得や、学校行事に参加しやすい職場環境づくりに取り組む企業等の拡充を図るとともに、先進的な取組を実施する企業の認証、表彰、認証等の支援を行います。
- 県の関係部局との連携はもとより、女性の就職支援協議会への参画をはじめ、国の労働局との施策と十分な連携を図っていきます。
- 出産・育児に関する労働関係法令について周知を図るとともに、国や県が講じている各種施策について活用が図られ、仕事と子育ての両立ができる職場づくりが促進されるよう、セミナーの開催やホームページ等による周知啓発のほか、企業訪問を通じて必要な情報提供やニーズの把握に努めます。
- 育児・介護休業制度の内容や事業主の義務について周知を図り、事業主に、就業規則の整備などについて働きかけます。また、各種セミナーの開催などを通じ、育児休暇中の人や育児をしながら働いている人に加え、育児休暇の取得を予定・検討中の男女への適時の情報提供に努めます。
- 労働関係法令をまとめたハンドブックを作成・活用し、学生、求職者、在職者等に対し広く周知を図ります。
- 男女雇用機会均等法において定める差別取扱いの禁止や、妊娠等を理由とする不利益取扱いの禁止、妊娠時等の健康管理の規定等について、労働ハンドブック等を活用して、事業所に対する周知を図ります。

* 「ワーク・ライフ・バランス：一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」

(仕事と子育ての両立のための基盤整備に努めます)

- 保育所の運営費に対して引き続き支援するとともに、適正な保育が実施されるよう必要な指導を行います。また、保育所等の施設整備を計画的に進めていくとともに、認定こども園に対する制度等の情報提供などにより、施設整備または既存施設の認定こども園への円滑な移行を支援します。
- また、3歳未満の待機児童を解消するため、小規模保育事業をはじめとする地域型保育事業の活用を促進します。
- 保育士の確保については、処遇改善など勤労環境の整備を支援するとともに、潜在保育士の再就職等を支援する保育士・保育所支援センターにより、人材の確保に努めます。
- 県は放課後児童クラブを始めとする地域子ども・子育て支援事業を支援し、地域の実情に応じて実施する子ども・子育て支援の充実を図ります。
- 託児サービスを付加した女性の再就職を支援するための技術講習やを行います。また、離職者向けの職業訓練を推進していきます。

いわて子育てにやさしい企業等への表彰・認証

県では、仕事と子育ての両立支援など男女がともに働きやすい職場環境づくりに取り組む企業などを認証するとともに、顕著な成果があった企業を表彰しています。

表彰企業(1社)

社団医療法人 盛岡繁温泉病院(盛岡市)

【独自性・先進性のある優れた取組】

- ・保育手当の支給
(小学校就学前の子を持つ全職員)
- ・子どもが生まれる際の父親の休暇
- ・仕事と家庭を両立できる環境整備のため
職場風土改革事業に取り組む

認証企業(5社)

**事例紹介
(今後調整)**

院(盛岡市)

(盛岡市)

市)

株式会社エヌフーム(八戸市)

(平成22年1月現在)

(6) 経済的負担の軽減

【目指す姿】

子育て中の家庭が、それぞれの状況に応じた経済的な支援を受けることができ、安心して子育てをしています。

【課題等】

平成 21 年に内閣府が行った「少子化対策に関する特別世論調査」によれば、少子化対策で特に期待する政策の2番目が「子育てにおける経済的負担の軽減」となっており、経済的負担の軽減が求められています。

【施策の推進方向】

(子育て家庭の経済的支援の充実に努めます)

- 乳幼児や妊産婦が適正な医療を受けられるよう、一定額以上の自己負担額に対して助成を行うことにより、乳幼児や妊産婦の心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図ります。
- 保育料については、同時入所第3子以降の無料化など、その負担軽減が図られてきていますが、より一層、保護者の負担軽減が図られるよう、国に要望します。
- 中学生以下の子どもを持つすべての家庭に対する経済的支援として、子ども手当が滞りなく支給されるよう、市町村を支援します。
- 経済的理由により修学が困難な高等学校等の生徒に対する教育の機会の確保に資するため、就学支援金や授業料減免補助事業による学費助成、奨学のための給付金による修学支援を行うなど、保護者の経済的負担の軽減に努めます。

(7) ひとり親家庭等への支援の充実（別掲）

【目指す姿】

ひとり親家庭等が、就業や子育てに必要な情報や相談など、自立に向けた施策を活用し、仕事と子育てを両立しながら、子どもの健やかな育成と自立した生活を送っています。

【課題等】

ひとり親家庭等の自立の促進を図りながら、子どもの健全な成長を図ることが重要です。そのためには、国、県、市町村、商工関係団体、母子福祉団体等関係機関との連携を図りながら、ひとり親家庭等に対する就業・子育て支援サービスなど、各種施策の充実や周知及び利用促進が必要です。

【施策の推進方向】

(相談機能の充実に努めます)

- ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や相談指導などに対応するため、広域振興局等に配置されている母子・父子自立支援員や、母子家庭等就業・自立支援センターに配置されている就業相談員の資質の向上のための研修を行います。また、ハンドブックの作成・配布などにより就業、子育て支援サービスなど各種施策の周知を図ります。
- 母子・父子自立支援員等の家庭訪問による相談対応や、関係機関との連携により地域に出向いた相談事業を実施するなど、相談機能の充実に努めます。また、日中忙しくて相談できないなどのひとり親等に対応し、柔軟に相談対応ができるよう相談機能の充実を図ります。

(就業支援対策の充実に努めます)

- ひとり親家庭等の自立に向けて、公共職業安定所、商工関係団体等と連携して、就業相談、就業に必要な知識・技能習得のための支援などの充実を図ります。
- 母子家庭の母ひとり親家庭を対象とした公共職業訓練等の実施により職業能力開発と就業支援を推進します。

(子育て支援・生活環境の整備を促進します)

- ひとり親家庭の子どもの保育所への優先入所、住宅の確保への配慮などを市町村に働きかけ、子育てや生活面に対する支援の充実を図ります。

(養育費確保を促進します)

- 子どもを監護していない親からの養育費の確保を促進するため、母子・父子福祉団体等と連携し、情報提供や弁護士による法律相談を受けられる体制の確保などを図ります。また、養育費の取り決めに関する社会的機運を醸成するため、母子福祉団体等と連携して養育費相談に関する普及啓発や情報提供を実施します。弁護士による無料法律相談を実施し、専門的な相談支援を行うとともに、厚生労働省が運営する養育費相談支援センターと連携し、きめ細やかな相談支援を行います。

(経済的支援の充実に努めます)

- ひとり親家庭等の自立や子どもの修学のため、母子父子寡婦福祉資金の活用促進や生活福祉資金の情報提供を効果的に活用できるよう情報提供とともに、ひとり親家庭への児童扶養手当

の適切な支給を図ります。

- ひとり親家庭の父母や子ども等が適正な医療を受けられるよう、一定額以上の自己負担額に対して助成を行うことで、健康保持と福祉の増進を図ります。

(8) 被災した保育施設の復旧と保育サービスの確保

【目指す姿】

東日本大震災津波で被災し損壊した保育所や放課後児童クラブ等の施設復旧が進むなどにより、被災地の子どもに安定した保育サービスの提供がなされています。

【課題等】

被災により、保育施設や地域子育て支援センター、放課後児童クラブや児童館などが全・半壊や浸水による被害を受けました。

多くは運営を再開したものの、未だ一部で仮設施設での保育が行われており、市町村の復興計画や、市町村が行う施設復旧等について計画的な支援とともに、被災児童への適切な保育がなされるような情報提供や各種行事への支援が必要とされています。

また、被災による家屋の損壊等により、保育料の負担が困難な家庭が生じています。

【施策の推進方向】

(震災で被災した子どもへの経済的支援に努めます)

- 震災により住宅の全半壊など財産の損失があった場合や、生計維持者の失職等に伴い家庭の収入が震災前に比べ減少した場合に市町村が行う保育料の減免に対して支援を行います。

(被災した保育所等の復旧支援を促進します。)

- 震災により全壊・半壊の被害を受けた保育所は 19 か所、地域子育て支援センターは 6 か所、放課後児童クラブ・児童館は 9 か所に上っており、被災地における新たな街づくりの状況を踏まえながら、早期に本格的な復旧が図られるよう支援を行います。
- 保育所等に対して、行事やプログラムの実施を支援します。
- 沿岸被災地児童の養育者又はその支援者に対し、スキルアップやレスバイト等のため、保育支援研修会を実施します。また、保育所等が開催する子育て研修会を支援します。

（1）地域における健全育成活動の推進

【目指す姿】

子どもたちが、児童館や学校、地域の子ども会の活動などで、様々な遊びや体験、人々との交流を通じて健全に成長しています。

【課題等】

子ども同士の交流の機会の減少や、地域全体で子どもをはぐくむという意識が薄れています。これから、児童館などの児童の健全育成活動の拠点の整備や、施設の開放など、活動の場の充実が必要です。

また、育成環境の一層の充実を図るため、非行防止などの取組が必要です。

【施策の推進方向】

（子どもの視点に立った健全な育成を図ります）

- 豊かな自然の中で家庭や地域の方々の愛情に基づき、子どもの自発的で感動、ゆとり、喜びを伴う行動（遊び）が尊重される地域づくりを進めます。
- 子どもが基本的生活習慣や社会性を身に付けるためには、家庭の果たす役割が大きいことから、家事の分担、楽しい食事、地域行事に家族みんなで参加するなど、家族とふれあう機会の大切さについての普及啓発を図ります。
- 地域コミュニティの一員として、協力し合い、助け合いながら自立した生活を送るため、多様な世代との交流、ボランティアなどの社会活動への参加を促進します。
- 心身とも健康に成長するためには、外遊び、運動・スポーツする時間と勉強する時間を年齢に応じてバランス良く保つことが必要であり、また、親が自らの健康づくりを進めながら、子どもの手本となって、家族みんなの健康保持に努めることも重要であることから、子どもと家族の健康・体力づくりを推進します。
- 家族や友達との関係、学校生活、健康などの悩みや不安には、電話相談などを活用し、専門員の支援を受けながら、解決の方法を見出すことも重要であることから、子育て家庭や子どもが相談できる体制の充実に努めます。

（地域の健全育成活動を支援します）

- 子どもを地域全体ではぐくむとともに、子どもが地域の良さを実感し、地域活動に参画できるよう、県民運動の推進により意識啓発を図るとともに、地域における学校や社会教育施設、子どもに関わる団体などが実施する各種体験活動や読書活動、スポーツ交流活動など、世代間・地域間交流の促進を図ります。
- 県立児童館「いわて子どもの森」の機能を活用し、児童に健全な遊びを提供して、その健康を増進し、情操を豊かにすることにより、次代を担う児童の健全な育成を図るとともに、県内各地の児童館や放課後児童クラブ等における遊びの普及や指導者・ボランティア等の育成を図り、児

童の健全育成活動の充実を図ります。

- 児童館や放課後児童クラブ等の適切な設置及び運営を支援し、遊び環境の充実を促進します。
- 県立児童館「いわて子どもの森」の機能を活用し、自然の中でのびのびとした自由な遊びやふれあい体験を通じてたくましい子どもを育成するとともに、地域における児童館や公民館、公園などにおける遊びの普及や指導者の養成、NPO・ボランティア等の育成を図り、児童の健全育成活動の充実を図ります。また、児童館や放課後児童クラブの遊びの環境の充実を図ります。
- 有害図書類の排除やインターネットの適切な利用等青少年の健全育成のための環境浄化と非行の未然防止等に向けて、広報・啓発活動青少年の育成に有害な環境の浄化や非行の未然防止等に向けて、啓発広報活動や関係業界に対する働きかけに努めるとともに、関係機関・団体やPTA、ボランティア等地域住民が一体となった非行防止活動の推進を図ります。
- 成長段階に応じ、たばこやアルコール依存、薬物乱用等の防止についての啓発指導の充実に努めます。

いわて子どもの森

岩手の将来を担う創造性豊かな岩手っ子を育成するため、自然の中でのびのびと自由に遊びやふれあい体験ができる、障がい児を含めた全県的な子どもの健全育成活動の拠点として、遊びの指導者を育む児童健全育成活動な施設です。

事例紹介
(今後調整)



(2) 岩手の食育の推進

【目指す姿】

子どもたちが、食に関わる人々への感謝と思いやりの心を持つとともに、食べることの大切さを理解し、安全安心な食べものを選択する力や望ましい食習慣を身に付けています。

子どもたちが、食に対する正しい知識を身に付け、岩手産の安全な食材で作られたおいしい食事で望ましい食習慣を身に付けています。

【課題等】

孤食や個食等の食の多様化、食事の欠食や栄養の偏り等食習慣の乱れ、食に関する情報の氾濫、食品の安全安心を揺るがす事件の発生等、様々な問題が指摘されています。

望ましい食習慣の形成、本県の農林水産業への理解の促進を図ることが必要です。

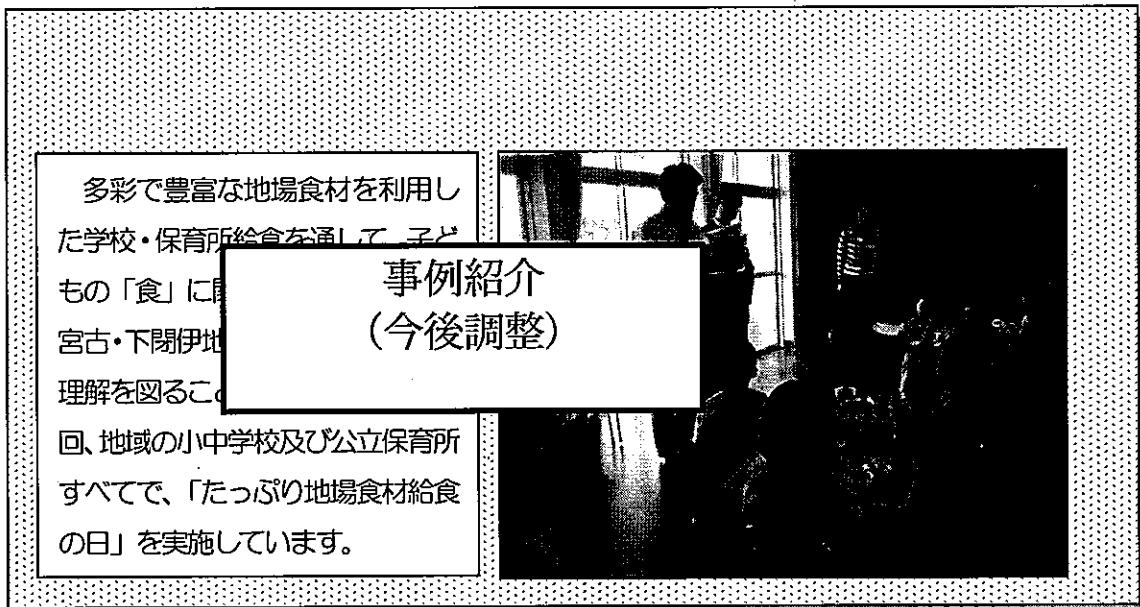
不規則な食事時間や栄養バランスの偏り、生活習慣病の増加、食品の安全性への信頼低下など、食生活をめぐるさまざまな問題が指摘されています。

食べ物の大切さや、それをはぐくむ本県の農林水産業への理解の醸成を図ることが必要です。

【施策の推進方向】

(子どもたちへの食育*の普及を図ります)

- 子どもたちが「食」に関する知識や「食」を選択する力を自ら身に付け、望ましい食習慣が形成される定着するよう、家庭、地域、学校等の連携を図りながら、総合的かつ計画的に食育を推進します。
- 食生活改善推進員等と連携した食育教室等の開催により、食事の適量やバランスを自分で選択・コントロールすることの大切さの普及を図り、親子の健康的な食生活習慣の定着と児童生徒の肥満予防・改善将来の生活習慣病の予防について啓発します。
- 農林漁業団体や地域住民等の協力を得ながら、農林漁業体験などの取組を通じ、子どもたちの本県農林水産業への理解醸成を図るとともに、食に対する感謝の心をはぐくんでいきます。や生産・加工に関わる取組を行い、子どもたちに食べ物の大切さやそれをはぐくむ自然の素晴らしさを伝えます。



* 「食育：様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」

(3) 保護を要する児童等の福祉の推進 児童虐待防止対策の充実

【目指す姿】

児童虐待のない地域づくりに向け、未然防止、早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実及び再発防止のための関係機関の連携体制が整っています。

家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちは、里親や入所施設において家庭的な雰囲気の中で育っています。

【課題等】

社会的養護を必要とする子どもの増加、児童虐待等、子どもの抱える背景の多様化・複雑化など、子どもの状態に応じた支援体制を構築する必要があります。

このため、市町村の児童相談体制の充実や児童相談所の専門性の強化を図ることや、適切な支援を行えるよう社会的養護体制の質と量の確保、社会的養護体制の下で育った子どもの自立が課題となっています。

児童虐待から子どもを守るために、発生予防から早期発見、早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階での切れ目ない総合的な対策を講ずることが必要です。

また、福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制の充実が必要です。

【施策の推進方向】

(児童虐待防止対策の充実を図ります)

- 児童虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、次の世代に引き継がれるおそれのあるものであり、子どもに対する重大な権利侵害であることから、県が策定した「児童虐待防止アクションプラン」に基づき、児童虐待の未然防止から早期発見・早期対応、相談・対応機能の充実、再発防止に至るまで、関係機関と連携して取り組みます。
- 児童虐待の発生予防に向けて、妊娠・出産・育児期の子育ての状況を把握し、妊娠期からの虐待に至らないように、相談や情報提供などの支援を充実します。
- 児童虐待の早期発見のため、県民が児童虐待（疑い含む）を発見した場合は、市町村や児童相談所等に速やかに通告するよう普及啓発を図ります。
- 児童虐待の早期発見のため、児童虐待が疑われるケースを発見した時には児童相談所等に通告することの必要性について、県民一人ひとりが理解を深めるよう普及啓発を図ります。
- 家庭支援機能を強化するため、児童相談所が、市町村や児童相談所と児童家庭支援センター等関係機関の役割分担及び連携を推進するとともに、虐待の再発防止や家族再統合※に向けた保護者への指導・支援を推進します。
- 市町村や児童家庭支援センターが児童虐待をはじめとする児童相談に適切に対応できるよう、児童相談所において、市町村への巡回訪問支援の実施や、個別ケース検討会議に参加するほか、要保護児童対策地域協議会の運営活動を支援します。
- 児童相談所の児童福祉司等の適正な配置を図るとともに、研修などによる専門性の向上、スー

* 「家族再統合：虐待を受けた子どもと親との関係を再構築するもの」

パーバイザーの養成に努めます。また、虐待対応専門チーム^{*}により、迅速、適切な対応に努めます。

(4) 社会的養護体制の充実

【目指す姿】

家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とする子どもたちは、里親や入所施設において家庭的な雰囲気の中で育っています。

【課題等】

社会的養護の体制整備については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等の増加に対応して、質・量ともに充実を図る必要があります。このため、社会的養護では、できる限り家庭的な養育環境で行われることを目指し、原則として家庭的養護を優先するとともに、施設養護もできる限り家庭的な養育環境の形態とすることが必要です。

(社会的養護体制の充実を図ります)

- 「岩手県社会的養護推進計画」に基づき、関係機関と連携して児童養護施設等の小規模化及び家庭養護の推進を図ります。
- 家庭的な養育環境を充実するため、里親制度の普及啓発や研修などによる資質の向上を図ることにより、里親への委託を推進します。また、里親が共同で児童を養育する里親ファミリーホームの設置について検討を進めるとともに、施設入所児童が家庭的な雰囲気を体験できる一時里親事業を推進します。
- 家庭的な養育環境の充実には、里親委託の推進が重要であり、里親の登録者数を増加させるため里親制度の普及啓発を行うほか、資質向上を図るための研修等により、里親委託の充実を図ります。里親支援については、児童相談所が中心となり、市町村や児童養護施設等と連携し、里親の研修、相談支援、相互交流等を行います。
- 児童養護施設等では、虐待を受けた子どもの入所が増加していることから、より家庭的な雰囲気での個別ケアに取り組めるよう、施設ケアの小規模化、個別対応や心理療法等を行う専門職員を配置するなどケア体制の充実を進めます。また、入所児童がよりよい環境で生活できるよう、社会福祉法人が運営する児童養護施設等の改築・改修への助成を行います。
- 児童養護施設及び乳児院が策定した家庭的な養護の推進に関する計画に対する技術的な助言を行うとともに、県が策定した家庭的な養護の推進に関する計画に基づき、本体施設、グループホーム等の整備について地域の実情に即した取組を維持するため、社会福祉法人が運営する児童養護施設等の改築・改修や運営に係る経費について支援します。
- 県立杜陵学園（児童自立支援施設）では、学校教育法による義務教育を実施し、入所児童の教育環境の充実を図ります。
- 児童養護施設や児童自立支援施設退所児等の相談援助や就労支援など自立に向けた支援を行

*「虐待対応専門チーム：県の福祉総合相談センター、各児童相談所において、児童虐待相談に迅速・専門的に対応するため、児童福祉司、児童心理司等によって構成されている」

う児童自立援助拠点事業の運営の充実に努めるとともにを図るため、施設退所児が共同で生活する気軽な相談できるような雰囲気づくりについて支援するとともに、今後の利用見込み等の動向を踏まえながら、自立援助ホーム*の設置に向けて取り組み必要性を検討します。

- 「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に基づいた体制づくりを進め、子どもの権利擁護の強化、施設ケアの質の向上を図ります。
- 子どもの権利擁護の強化を図るため、「いわてのこどものけんりノート」を活用しながら子どもや施設職員に対して子どもの権利の重要性の周知を図るとともに、子どもの権利に配慮したケアの質の向上のための取組等を進めます。
- 被措置児童等虐待に関する通告等があった場合や、被措置児童に対する虐待があった場合は、「岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づき、児童の安全確保と施設等に対する対応について迅速に進めます。

(5) 生きる力を育む学校教育の推進

【目指す姿】

子どもたち一人ひとりが、生活面や学習面における基礎・基本、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるために健康や体力などの「生きる力」を身に付けています。

【課題等】

すべての児童生徒に、自立した社会人となっていくために必要な基礎的、基本的な知識・技能を習得させ、それらを活用する能力、自ら探究する能力、主体的に判断し解決していく能力、コミュニケーション能力など、社会の変化に柔軟に対応できる力をはぐくんでいくことが必要です。

また、すべての学校において、児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズへの対応を充実させていく必要があります。

【施策の推進方向】

(生きる力を育む学校教育を推進します)

- 将来、社会人としてたくましく生きていくことができる総合的な人間力を育成するため、家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営の取組を推進し、魅力ある学校づくりを推進します。
- すべての学習の基盤となる「読み書き計算」、基礎的、基本的な知識や技能、さらには、習得した知識や技能を活用し、自らの人生を切り拓いていくために必要な能力である思考力、判断力、表現力を身に付けさせます。
- 福祉施設等でのボランティア活動や、企業での就業体験など、地域の関係団体等との連携により、学校外における体験学習を積極的に進めます。
- 家庭科の授業などを活用して、児童生徒が幼稚園や保育所などで乳幼児とふれあう体験学習を行うなど、子育ての意義や家庭を持つことの重要性を学ぶ機会を充実します。
- 体力向上や運動に親しむ態度の育成を図ります。また、望ましい生活習慣の確立など健康教育

* 「自立援助ホーム：義務教育終了後、児童養護施設等を退所し就職する児童等が共同生活を営み、相談等の支援が受けられる施設」

の充実を図ります。

- 岩手の豊かな自然、歴史、文化、産業についての学習や、郷土の偉人、先人について学ぶなど地域に根ざした教育に取り組みます。

(特別支援教育の充実を図ります)

- 障がいのある子どもを地域に受け入れる教育の場の拡充を進めるとともに、特別支援教育についての県民の理解促進の取組を行います。
- 幼稚園から高等学校までのすべての学校において、特別支援教育校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するための「個別の指導計画」の作成及び「個別の教育支援計画」の策定を進めるとともに、特別支援学校におけるセンター的機能を充実します。

(6) 魅力ある社会教育の推進

【目指す姿】

教育振興運動や公民館等社会教育施設で行われる事業、あるいは読書活動の推進などを通じ、地域全体で子どもをはぐくむ環境が整い、郷土を愛する心の育成や地域の教育力向上のため、学校、家庭、地域がそれぞれ役割を果たしています。

【課題等】

教育振興運動の活性化や公民館などの社会教育施設における事業の充実のほか、子育てサポーターの活用促進、子どもの読書環境の整備・充実などにより地域全体で社会教育を推進していくことが必要です。

【施策の推進方向】

(魅力ある社会教育を推進します)

- 関係機関・団体等との連携・協力のもと、子育てに関する親の学習機会や情報の提供を行うほか、子育てやしつけに悩む親に対する相談体制の充実に取り組むことにより、家庭の教育力の向上を図ります。また、子育てサポーターの活用を進めるなど、地域におけるきめ細かな家庭教育の支援に努めます。
- 公民館などの社会教育施設で実施される体験活動や異年齢集団の交流などに重点を置いた事業の展開により、子どもたちの豊かな人間性やコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 家庭、地域、学校等が連携・協力して、子どもが本に親しむ環境づくりを推進するとともに、子どもの読書活動に関する普及・奨励と子どもによる読書活動を通じた社会参加活動を促進します。
- 「本の扉を開けよう 朝説・豪説・みんなで読書」を合言葉に、学校、家庭、地域が一体となつた子どもの読書活動の推進に努めます。
- 各種体験活動やボランティア・指導者等の人材に関する情報などを、岩手県生涯学習情報提供システムホームページ「まなびネットいわて」により提供し、地域における豊かな体験活動の充実を支援します。
- 子ども、親、学校、地域、行政が連携・協力して地域独自の教育課題や全県的に共通する課題の

解決に取り組む教育振興運動の展開により、地域ぐるみで子どもをはぐくむ体制を整えます。

- 各種教材や環境学習交流センター等を拠点とした取組により、地域で行われる環境保全活動や自然観察などの環境学習を支援します。

(7) 被災児童に対する支援の推進

【目指す姿】

東日本大震災津波で被災した子どもたちが、成長に寄り添った必要な支援を受けながら、安心した生活を送っています。

【課題等】

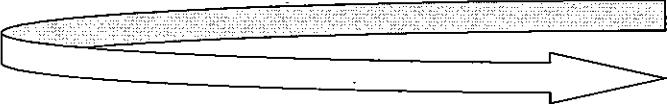
被災したり、家族を亡くす等のつらい体験をした子どもたちがおり、心のケアを必要としています。

子どもたちの遊びや学ぶための環境が制限を受けており、環境整備や機会の提供が必要とされています。

(被災児童に対する支援を推進します)

- 「いわてこどもケアセンター」を拠点として、震災ストレスへの専門的な治療、児童精神科医や臨床心理士等の専門スタッフの確保・養成、地域の子ども家庭支援者への研修を一体的に実施し、被災した子どもや家族への心のケアを継続的に実施します。
- 遊びや体験が不足している沿岸被災地の子どものたちの健全育成のため、遊び場の提供を行います。
- 被災孤児の状況把握を行い、必要な情報提供などの支援を行うとともに、いわての学び希望基金を支給します。
- 被災孤児を養育する里親に対して、子どもの養育方法や心理面のケアについて支援します。
- 震災によりひとり親家庭等となった世帯の相談に応じるほか、さまざまな支援制度に関する情報を提供するため、専門の相談員の沿岸広域振興局への配置等により相談体制を充実します。

第2 ライフステージ別の施策の展開



ライフステージ	若者（大学生・社会人）	妊娠・出産
各ステージにおける主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・就業支援体制の充実 ・未婚男女の出会いの場の創出支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠婦の健康の維持や総合的な母子医療対策の充実 ・職場における支援体制の充実
若者の就労や交流活動	<p>ジョブカフェ 職業訓練 ニート相談 出会いの場 創出支援</p>	
みんなで子育てを支援する地域づくり		<p>いわて孕育で応援の店 子育てサポートセンター 地域孕育支援センター</p>
親と子の健康づくり		<p>妊娠健診・母子健康手帳 産後メンタルヘルスケア 不妊治療</p>
保育サービス	<p>今後調整</p>	
子育てにやさしい職場環境づくり	<p>9～10月 パブリックコメント（条例案）</p> <p>産前産後休暇</p> <p>労働時間等の設定改善・労働生産性と生活の調和実現</p>	
経済的負担の軽減	<p>医療費助成 出産手当金 出産育児一時金</p>	
ひとり親家庭等への支援		
地域における健全育成活動		
保護を要する児童等の福祉		
学校教育等		

乳幼児

- ・育児不安に対応した相談支援体制、地域における子育て支援体制の充実
- ・子育てと仕事の両立のための保育サービスの充実

小学生

- ・子どもの健全育成のための様々な交流や体験活動の充実
- ・生きる力を育む教育の推進

中学・高校生

- ・青少年の居場所づくり
- ・思春期の子どもの抱える悩みの解決、相談体制の強化
- ・健全な母性、父性の意識

ジョブカフェ

青少年活動交流センター

いわて子育て応援の店

子育てサポートセンター

地域子育て支援センター

全戸訪問
乳幼児健診(1.6歳、3歳)

母子保健
知的障

認可保育所
延長保育、休日
一時預かり事業
病児・病後児保育

認定こども園

認可外保育
ファミリーサポート

育児休業
短時間勤務、子の看病休暇

幼稚園等の設定期間等、仕事と生活の両立実現

医療費助成
育児休業給付
保育料減免

今後調整

放課後子ども教室
放課後児童クラブ

子ども手当

奨学金

母子家庭等就業・自立支援センター・ひとり親家庭生活支援、児童扶養手当等

児童館
いわて子どもの森

乳児院

児童養護施設

第3 次世代育成支援対策推進法に基づく数値目標

市町村が設定する数値目標

	①通常保育事業		②特定保育事業		③延長保育事業		④夜間保育事業		⑤トワイライト ステイ事業		⑥休日保育事業	
	(人)		(箇所)		(箇所)		(箇所)		(箇所)		(箇所)	
	平成21 実績見込	後期行動 計画目標	平成21 実績見込	後期行動 計画目標	平成21 実績見込	後期行動 計画目標	平成21 実績見込	後期行動 計画目標	平成21 実績見込	後期行動 計画目標	平成21 実績見込	後期行動 計画目標
1 盛岡市	5,676	5,831	—	—	52	54	—	—	5	5	7	8
2 宮古市	981	926	—	—	2	2	—	—	—	—	—	1
3 大船渡市	1,200	1,100	—	—	8	10	—	—	1	1	—	1
4 花巻市	2,065	2,125	—	1	30	32	—	1	4	4	—	1
5 北上市	1,483	1,730	—	—	9	14	—	1	—	1	—	1
6 久慈市	1,151	1,265	—	—	11	7	—	—	—	—	2	2
7 遠野市	860	860	—	—	13	13	—	—	—	—	1	1
8 一関市	2,167	2,300	—	—	22	22	—	—	1	1	1	1
9 陸前高田市	694	673	—	—	2	4	—	—	1	1	—	—
10 釜石市	571	610	—	—	7	7	—	1	—	—	—	1
11 二戸市	630	620	—	—	7	7	—	—	—	—	1	1
12 八幡平市	712	750	—	—	6	7	—	—	5	5	1	2
13 奥州市	2,665	2,690	—	1	19	19	—	1	—	1	6	9
14 泰石町	435	435	—	—	3	4	—	—	—	1	1	1
15 葛巻町	131	140	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—
16 岩手町	369	315	—	—	5	5	—	—	—	1	1	1
17 滝沢村	1,350	1,400	—	—	13	13	—	—	5	5	4	4
18 紫波町	446	480	—	—	3	3	—	—	—	—	1	1
19 矢巾町	680	680	—	—	6	7	—	—	—	1	6	7
20 西和賀町	215	215	—	—	0	3	—	—	—	—	—	3
21 金ヶ崎町	323	260	—	—	2	2	—	—	—	1	2	2
22 平泉町	173	160	—	—	1	2	—	—	—	—	—	—
23 藤沢町	180	180	—	—	1	3	—	—	—	—	—	—
24 住田町	130	140	—	—	2	2	—	—	—	—	—	—
25 大槌町	313	301	—	—	4	5	—	1	—	—	—	2
26 山田町	—	—	—	—	4	4	—	—	—	—	3	3
27 岩泉町	160	160	—	—	3	3	—	—	—	—	—	—
28 田野畑村	50	50	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
29 普代村	90	90	—	—	1	1	—	—	—	—	—	1
30 軽米町	165	185	—	—	2	3	—	—	—	—	—	—
31 野田村	132	125	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
32 九戸村	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
33 洋野町	430	410	—	—	4	7	—	—	—	—	1	1
34 一戸町	280	280	—	—	5	5	—	—	—	—	—	1
計	26,907	27,486	0	2	253	276	0	5	22	28	38	56

		⑦病児・病後児保育事業		⑧放課後児童健全育成事業		⑨地域子育て支援拠点事業		⑩一時預かり事業		⑪ショートステイ事業		⑫ファミリー・サポートセンター事業	
		(箇所)		(箇所)		(箇所)		(箇所)		(箇所)		(箇所)	
		平成21 実績見込	後期行動 計画目標	平成21 実績見込	後期行動 計画目標								
1	盛岡市	5	5	36	40	11	10	16	16	5	5	1	1
2	宮古市	1	1	15	15	5	5	3	3	-	-	1	1
3	大船渡市	1	2	7	-	3	3	12	12	1	1	1	1
4	花巻市	5	7	19	21	7	7	16	18	4	4	1	1
5	北上市	-	1	17	26	3	4	11	2	-	4	1	1
6	久慈市	-	-	5	6	1	1	12	3	-	-	-	-
7	遠野市	1	1	11	11	1	1	13	13	-	-	-	1
8	一関市	1	2	16	18	4	3	5	10	1	1	1	1
9	陸前高田市	-	-	4	5	3	4	10	10	1	1	-	-
10	釜石市	1	1	9	10	3	4	3	4	-	-	1	1
11	二戸市	-	-	8	8	2	2	7	7	-	-	-	1
12	八幡平市	-	1	14	14	2	2	11	11	5	5	-	-
13	奥州市	10	16	21	28	11	11	12	15	-	1	2	4
14	零石町	-	1	8	8	1	1	6	6	-	1	1	1
15	葛巻町	-	3	4	4	1	1	4	4	-	-	-	-
16	岩手町	-	-	5	6	1	1	1	1	-	1	-	-
17	滝沢村	4	5	13	17	4	4	13	13	5	5	1	1
18	紫波町	-	-	7	8	2	2	3	3	3	3	-	-
19	矢巾町	-	2	4	6	4	4	6	7	-	1	-	1
20	西和賀町	-	-	2	2	-	1	1	1	-	-	-	-
21	金ヶ崎町	-	1	5	6	1	1	1	1	-	1	-	-
22	平泉町	1	1	1	2	1	1	2	2	-	1	-	-
23	藤沢町	-	-	1	1	1	1	3	3	-	-	-	-
24	住田町	-	-	1	1	-	1	2	2	-	-	-	-
25	大槌町	-	1	2	3	1	1	2	3	-	-	-	-
26	山田町	1	1	3	5	1	3	9	9	-	-	-	1
27	岩泉町	-	3	2	2	-	1	-	1	-	-	-	-
28	田野畑村	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
29	普代村	-	-	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-
30	鶴来町	-	1	1	3	1	1	-	1	-	-	-	-
31	野田村	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
32	九戸村	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
33	洋野町	-	-	6	6	2	3	3	3	-	-	-	-
34	一戸町	-	1	4	5	1	1	1	1	-	-	-	-
計		31	57	253	289	81	88	178	185	25	35	11	17

目標値には、国の制度による事業のほか、市町村が独自に取り組んでいる事業も計上しています。

市町村が設定する数値目標については、各平成 22 年度中に策定することとされている市町村行動計画によって定まるものであることから、今後、変動する可能性があるほか、目標値が設定されていない箇所や検討中の箇所は「-」で記載しています。

社会的養護に関する目標事業量

社会的養護に関する目標事業量	平成 21 年度実績見込 (%)	平成 26 年度目標値 (%)
里親等委託率	11.4	13.4

第4 県施策の評価の参考とする主な指標項目

「いわて県民計画」アクションプランにおける指標

本計画は、「いわて県民計画」を踏まえながら、その推進状況の評価を行うこととしていることから、「いわて県民計画」の第2期アクションプラン（計画期間：平成23年度～平成26年度）において設定している目標値を記載しています。

「いわて県民計画」アクションプラン

[政策項目 No.15 家庭や子育てに夢をもち安心して子どもを生み育てられる環境の整備]

目指す姿		現状値 (H22)	目標値 (H26)
	指標名		
	合計特殊出生率	1.39	1.39
	放課後児童クラブの設置数（累計）	275箇所	290箇所
	「いわて子育て応援の店」協賛店舗数（累計）	1,092店舗	店舗
具体的な推進方策（工程表）		現在の指標を使用することを原則とし、現状での目標値を設定した上で、いわて県民計画アクションプランの策定時に見直します。	目標値(6) 0件 0人 機関 0% 箇所 社
	子育て応援ポータルサイト「いわて子育てiらんど」（累計）（ページビュー件数）	0件	
	両親学級への父親の参加者数（累計）	1,038	
	周産期医療情報ネットワークシステム参加機関数（累計）	63機関	
	妊婦健康診査を8回以上受診した妊婦の割合※1	85.8%	
	一時預かり実施施設数	177箇所	
	いわて子育てにやさしい企業認証数（累計）	11社	
	母子自立支援プログラム策定件数	30件	
	子ども遊び普及事業実施数	12箇所	
	里親等委託率※2	10.1%	

※1 現状地（H22）には、宮古市、陸前高田市、釜石市、大槌町、野田村は含まれていない。

※2 被災孤児の委託を除く。

〔他の政策項目に記載されている主な指標〕差し替え

政策項目及び指標名	現状値 (H22)	目標値 (H26)	
〔雇用・労働環境の整備〕			
ジョブカフェ等のサービス提供を受けて就職決定した人数	2,000人	2,000人	
セミナー等参加企業数	124社	150社	
〔安全・安心なまちづくりの推進〕			
自主防犯団体のうち犯罪が起こりにくい環境づくりに取り組んでいる団体の割合	40.4%	60.0%	
〔食の安全・安心の確保〕			
食の安全性の確保の取組が行われていると感じる人の割合	79.4%	現在の指標を使用することを原則とし、現状での目標値を設定した上で、いわて県民計画アクションプランの策定時に見直します。	
県内市町村における食育推進計画の策定割合	64.7%		
〔青少年の健全育成〕			
いわて希望塾参加者数（累計）	125人		
いわて・親子家庭フォーラム参加者数（累計）	628人		
〔男女共同参画の推進〕			
共働き世帯における女性の家事時間に対する男性の家事時間の割合	30.8%		
男女いずれか一方の委員の数が委員総数の40%未満にならない審議会等の全審議会等における割合	50.0%		
男性の男女共同参画サポーター認定者数（累計）	68人		
男女共同参画センターと地域団体との交流事業実施回数（累計）	—		
〔家庭・地域との協働による学校経営の推進〕			
放課後の公的な居場所がある小学校区の割合	84.1%	86.1%	
〔特別支援教育の充実〕			
作成が必要な全ての児童生徒について「個別の教育支援計画」を作成している学校の割合	38.0%	100.0%	
特別支援教育に関する研修を受講した幼稚園、小・中学校の教員の割合	58.0%	100.0%	
〔安全で安心な暮らしを支える社会資本の整備〕			
通学路（小学校）における歩道整備率	73.7%	75.6%	